

平成 27年 06月 19日

国土交通大臣 殿

地域型住宅グリーン化事業 適用申請書

本申請書の内容により、地域型住宅グリーン化事業の適用を申請します。
この申請書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

地域型住宅の名称

北部九州ぬくもりのある快適住宅

グループの名称

よか家づくり普及促進会

直近採択グループ番号

※過去に地域型ブランド化事業で
採択を受けたグループは記入

(グループ代表者)

代表者名

栗原 孝太郎

代表者印

代表者所属先

株式会社孝和建設

代表者構成員番号

V-2, VI-2

代表者所在地

佐賀県唐津市原1471番地1

代表者電話番号

0955-77-2335

(グループ事務局)

事務局事業者名

株式会社栗原木材店

事務局構成員番号

II-1, III-1, VII-1

事務局担当者名

松尾 美香

印

事務局郵便番号

847-0031

事務局所在地

佐賀県唐津市原1360番地1

事務局電話番号

0955-77-0221

事務局FAX

0955-77-0223

事務局担当者E-mail

info@kurihara-m.co.jp

1. 地域型住宅の名称(必須)	北部九州めぐりのある快適住宅
2. グループの名称(必須)	よか家づくり普及促進会
3. 直近採択グループ番号(必須)	—
4. 地域型住宅供給対象地域(必須)	佐賀県及び近隣
5. 結成年(必須)	2015 年
6. グループ代表者名(必須)	栗原 孝太郎
7. グループ代表者の所属先(必須)	株式会社孝和建設
8. グループ代表者の構成員番号(必須)	V-2, VI-2
9. グループ代表者所在地(必須)	佐賀県唐津市原1471番地1
10. グループ代表者電話番号(必須)	0955-77-2335
11. グループ事務局事業者名(必須)	株式会社栗原木材店
12. グループ事務局の構成員番号(必須)	II-1, III-1, VII-1
13. グループ事務局担当者名(必須)	松尾 美香
14. グループ事務局郵便番号(必須)	847-0031
15. グループ事務局所在地(必須)	佐賀県唐津市原1360番地1
16. グループ事務局電話番号(必須)	0955-77-0221
17. グループ事務局FAX番号(必須)	0955-77-0223
18. グループ事務局担当者E-mail(必須)	info@kurihara-m.co.jp

(構成員数)		(構成員を含まない理由)
I. 原木供給	6	
II. 製材・集成材製造・合板製造	7	
III. 建材流通(木材を扱わない事業者を除く)	1	
IV. プレカット	4	
V. 設計	2	
VI. 施工	16	
VII. 省エネルギー設備等の流通	1	
VIII. 木材を扱わない流通	0	
IX. I～VIII以外の業種	0	

A. 使用する地域材に関する事項 (必須)	対象となる地域材の名称	地域材の産地	認証制度等の名称		国内・国外
			番号記入欄		
	杉(九州産)	佐賀県・大分県・福岡県・宮崎県	合法木材証明制度	3	国内
	桧(九州産)	佐賀県・宮崎県・大分県	合法木材証明制度	3	国内

B. 平成27年度における補助対象の木造住宅の申請戸数及び地域材加算申請戸数(必須)	長寿命型(長期優良住宅)				地域材加算合計			
	経験工務店+未経験工務店の合計		23 戸		地域材加算合計		23 戸	
	うち経験工務店による長期優良住宅 合計		13 戸		うち未経験工務店による長期優良住宅 合計		10 戸	
	うち申請が確実		10 戸		うち申請が確実		3 戸	
	うち申請が未確定		3 戸		うち申請が未確定		7 戸	
					地域材加算(うち申請が確実)		13 戸	
					地域材加算(うち申請が未確定)		10 戸	
	高度省エネ型(認定低炭素住宅) 合計		7 戸		地域材加算合計		7 戸	
	うち申請が確実		2 戸		地域材加算(うち申請が確実)		2 戸	
	うち申請が未確定		5 戸		地域材加算(うち申請が未確定)		5 戸	
	高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅) 合計		4 戸		地域材加算合計		4 戸	
	うち申請が確実		1 戸		地域材加算(うち申請が確実)		1 戸	
	うち申請が未確定		3 戸		地域材加算(うち申請が未確定)		3 戸	
C. 平成27年度における補助対象の優良建築物の申請棟数及び床面積(優良建築物を供給するグループのみ必須)	優良建築物							
	うち申請が確実	0 棟	0 m ²					
	うち申請が未確定	2 棟	300 m ²					

D. 当提案が採択された場合の各住宅事業者における補助対象戸数の配分ルール(必須)	総会を開催し、一定期間は未経験者工務店に一律ずつ配分する。その後、契約済の実物件を優先的に配分し、残った場合は希望者で抽選を行う。			
---	---	--	--	--

E. 平成26年度の執行状況(H26年度地域型ブランド化事業採択グループのみ必須)	長期優良住宅				完了実績見込み			
	採択戸数		戸		交付申請戸数		戸	
					竣工済		戸	
				竣工予定		戸		
	木造建築物							
	採択棟数		棟		採択床面積		m ²	

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 北部九州ぬくもりのある快適住宅	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県及び近隣
2. グループの名称・結成年(必須)	(グループの名称) よか家づくり普及促進会	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	
4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。 ※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。		
ア. 特徴ある地域型住宅の目標設定		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
①地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の重視する性能	冬の寒さは日本海側気候の一面も見せ、緯度の割りには厳しく、東京よりも寒くなる事もある為、断熱性能を重視し、平成25年省エネ基準の断熱等性能等級4とする。 佐賀県南部の平野部では軟弱地盤が多い為、耐震性能を重視し、スウェーデン式サウディング試験では5ポイント以上か、レイリー波での地盤調査を実施する。 (非住宅は除く)	◎
②地域の気候・風土等に根差した地域型住宅の建て方や様式	夏場の西日対策として、主要な窓についてはLow-Eガラス以上の性能とする。 (非住宅は除く)	◎
③地域の気候・風土等に根差した地域型住宅のデザインルール	玄界灘等の海から、北西のこち良い風が一年を通じて多い為、通風を配慮した窓計画をする。 地域材を多く活用し、梁や柱の一部を現しとするか、壁材がフローリングかカウンターの一部に使用することで、木のもつあたたかみやぬくもりを表現する。 家づくりを通じて伝統産業の普及に努める為、陶磁器製の洗面手洗ボウルや小物一つ以上使用する。 (非住宅は除く)	◎
④①～③の背景	佐賀県を中心とした北部九州では、夏期においては多雨な太平洋側気候の一面を見せつつ、冬場においては日本海側気候の一面も見せる二面的な気候が特徴。玄界灘等の海から、北西のこち良い風が一年を通じて多い。 また、佐賀県南部には軟弱地盤が多い。地域の伝統産業として、有田焼・伊万里焼・唐津焼がある。 九州には生産地として豊富な森林があり、地域の山林資源を有効活用することができる。	◎
⑤その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	長寿命型、高度省エネ型を経験していない工務店が多い為、今年度は半数以上、来年度は7割以上、再来年度は全ての施工構成員が少なくとも長寿命型か高度省エネ型の住宅を施工する。	○
イ. 効率的な住宅生産体制の整備		
【平成27年度対応方針】		◎、○ 記入欄
a. ①用材の寸法規格化や建材の統一、標準仕様の設定	長期優良住宅と認定低炭素住宅の共通標準仕様書を7月中までに作成する。 断熱材メーカーと省エネ機器メーカーの商材のパッケージ化をする。 構造材(土台・柱)は105角または120角に統一し、桁梁材背も105巾または120巾に統一する。 (非住宅は除く)	◎
②建材・資材調達の見積りや事務の合理化	①の共通標準仕様書の作成に伴い、省エネ機器メーカーのバターン化を行う。 事務局として、商品を絞ることによるコスト削減と省エネ計算等を含めた数値資料の合理化を行う。 (非住宅は除く)	◎
③生産の合理化等に向けた委員会等の検討実施体制	よか家づくり推進委員会を設置し施工構成員を中心として生産の合理化に取り組む。	◎
④生産の合理化等に向けた事務局の役割	事務局は推進委員長と協力し、新商品や施策情報を収集してグループ内に周知する。 また、各社の技能の向上と生産の合理化に向けて研修会への参加を促していく。 様々な申請書類の代替履行を行う。	◎
b. ①グループの信頼性向上に向けた施工基準の整備	フラット35SのH25年省エネ基準の断熱等性能等級4を満たす基準を遵守し、 瑕疵担保責任保険法人の防水基準も遵守する。 (非住宅は除く)	◎
②グループの信頼性向上に向けた検査ルールの設定	瑕疵担保責任保険法人の基礎配筋検査・上棟金物検査に加え、防水検査も実施する。 (非住宅は除く)	◎
③グループの信頼性向上に向けた見積・積算のルール化	消費者にわかりやすく、明確に伝える為、グループ共通の見積書のフォーマットを作成し、工種毎の明細を提示する。 設備機器メーカーの商品に関しては、プランシート等を添付する。	◎
④グループの信頼性向上に向けたその他の具体的取組	グループのHPを立ち上げ、施工構成員と共に、当会の取組みや各施工構成員の取組みを紹介する。 また、統一したコンセプトブック・カタログを作成する。 現場の完成見学会において、地域材の普及に向けた展示をする。	○
その他 ※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	グループの提案する地域材の産地をまわるツアーを企画し、ツアーを通じて、家の構造や木材、団体自体の考え方を理解してもらおう。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 北部九州ぬくもりのある快適住宅	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県及び近隣
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) よか家づくり普及促進会	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	--	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

ウ. 長期にわたる住宅メンテナンス体制の整備			◎、○ 記入欄
【平成27年度対応方針】			
a	①住宅履歴情報の共通管理 診断・点検方法の共通化	住宅履歴情報は情報登録機開いえるてを基本としたシステムで共通管理する。 定期点検のお知らせ機能をお施主様・施工構成員・事務局にセットし、確実に実施する。 (非住宅は除く)	◎
	②メンテナンス・リフォーム 基準の整備	長寿命型も高度省エネ型も、長期優良住宅の維持管理計画に準じて、30年の点検を実施する。 (非住宅は除く)	◎
	③住まいの管理・DIY相談会 体験会などの実施	事務局と、よか家づくり推進委員会が協力し、事務局主催の年2回の住宅イベントにお施主様を招待し、 木工教室等の体験会や住まいの管理に関する相談会を実施する。 各施工構成員も年に一回、自社の完成見学会等のイベントで住まいの管理に関する相談会を実施する。	◎
	④グループ内における維持 管理検討委員会等の設置	よか家づくり推進委員会が維持管理検討を行い、維持管理手法・技術の情報収集と施工構成員向けに勉強会を実施する。	◎
b	①グループ構成員の倒産廃 業時のバックアップ体制	施工構成員が廃業した場合は、情報登録機開いえるてを活用して、 事務局が代替履行できる他の施工構成員をお施主様に紹介する。	◎
	②グループ独自の瑕疵担保 ルールの整備	瑕疵担保責任保険の防水検査を実施する。 瑕疵担保責任保険の延長制度の導入を適宜、施工構成員がお施主様へ案内する。 (非住宅は除く)	◎
	その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	事務局が運営する住宅総合ショールーム内に、消費者相談窓口を設けて、メンテナンスやリフォーム工事に対応する。	○
エ. グループの技術力の向上			◎、○ 記入欄
【平成27年度対応方針】			
a	①未経験工務店等への施工 技術研修会等の開催	未経験工務店向けの講習や相談会を開催する。 加えて、経験工務店と事務局とメーカーによる協力体制を構築し、講習会を行う。	◎
	②①の研修会等の実施内容 とその開催頻度	平成25年省エネ基準の計算講習・長期優良住宅・ゼロエネ申請・認定低炭素住宅・フラット35・断熱材メーカーの施工指導等に関する 研修会を年2回以上実施する。	◎
	③総合的な需給計画の策定 等の中長期的な取組	今年度は半数以上、来年度は7割以上、再来年度は全ての施工構成員が少なくとも長寿命型か高度省エネ型の住宅を施工する事で、 グループとして技術力をあげていく。 当事業の実物件情報を事務局が施工構成員から適宜ヒアリングして、各構成員や標準仕様の各メーカーに情報提供して、 今後の安定供給ができる体制作りを努める。	○
	④③に基づく業種ごとの合 理化への取組	施工構成員は、受注状況を早めに事務局に情報提供する。 流事務局は、受注状況を基に木材・プレカット・設備メーカー・断熱材メーカーへ需要を提示する。 施工構成員以外の構成員及びメーカーは、需給予測に対して安定供給の体制を整える。	○
b	①省エネ技術講習会への参 加目標人数	施工構成員にアンケートの結果、まだ受講者が少ない状況。 今年度中に施工構成員は各社1名以上で16名以上、他構成員も含めて14名以上、目標として合計30人以上参加する。	◎
	②省エネ技術講習会への参 加促進のための取組	未受講者リストを作成して、事務局が講習会開催予定表を地域協議会より入手し、 該当者へ通知し、確実に受講する様に促す。	◎
c	①新たな技術等の導入や開 発の検証のための方法	省エネ機器メーカーの新商品発表会等の勉強会を適宜実施する。	○
	②新たな技術等の導入や開 発に向けた実証実験の実 施等	該当ありません。	
	その他 ※上記項目以外でグループ独自 のルール・目標があれば記入	グループとしての技術の向上を目指し、同じ業種での会合だけではなく、 他の業種との最新技術情報共有の場を定期的に設ける。	○

※) 行の高さについては記載する文章の長さなどにより適宜、調整して下さい。

1. 地域型住宅の名称・対象地域(必須)	(地域型住宅の名称) 北部九州ぬくもりのある快適住宅	(地域型住宅供給対象地域) 佐賀県及び近隣
2. グループの名称・結成年月(必須)	(グループの名称) よか家づくり普及促進会	(結成年) 2015年
3. 過去のブランド化事業採択グループ番号(必須)	---	

4. 地域型住宅グリーン化事業のねらいに対する取り組み ※記入した内容において「必ず実施する取組み」の場合は◎印、「グループが目指す目標」の場合は○印を右欄に記入してください。
※住宅と建築物(非住宅)の両方を申請する場合において、取り組みに違いがある場合は、その旨を具体的に記入してください。

オ. 地域の産業・住文化・景観等への寄与

【平成27年度対応方針】

		◎、○ 記入欄
a	①地域材ごとの使用部位(必須)	◎
	合法木材証明制度による檜(佐賀、宮崎、大分)を土台に使用する。合法木材証明制度による杉(佐賀、宮崎、大分、福岡)を柱及び梁桁に使用する。	
	②地域材ごとの1棟当たりの使用量とその占める割合(必須)	◎
	延床面積が125平米で、主要構造材(土台、柱、梁桁)を11立方使用すると仮定した場合、地域材(檜、杉)の1棟当たりの使用量を主要構造材の60%以上概ね6.6立方使用する。地域材ごとの割合は、杉(九州産材の合法木材証明制度)と檜(九州産材の合法木材証明制度)の合計で100%とする。(地域材を100とした場合)	
	地域材利用に関する共通ルール(必須)	◎
	地域材は、佐賀県及び九州産の檜または杉とし、全て乾燥材とする。 ①地域材を使った柱、梁桁の一部を現しとする。②地域材を壁板、フローリング、カウンターの一部に使用する。 ①か②のどちらかを採用し、木が持つあたたかみやぬくもりを表現する仕様とする。	
	<p style="text-align: center;">地域材が合法木材証明による説明フロー図</p>	
b	①地域材の在庫量や価格情報を把握・共有のための仕組み	○
	佐賀県木材協会が公開している、佐賀県産建築用木材の在庫情報検索システムを利用して、事務局が適宜施工構成員に情報発信する。または地域材である大分、宮崎、福岡の原木、製材の情報提供をする。	
	②グループ全体における地域材の需給予測	○
	事務局が定期的に施工構成員の受注状況を把握し、プレカットや木材の流通と連携して、必要な地域材の確保を行う。	
c	①-1 畳の活用	○
	近隣県である熊本産の畳表を推奨する。	
	①-2 和瓦の活用	○
	施工構成員が和瓦について、お施主様に必ず提案する。	
	①-3 襖の活用	○
	和室がある場合、佐賀県産の和紙を推奨する。	
	①-4 障子の活用	○
	和室がある場合、佐賀県産の和紙を推奨する。	
	②その他地域の伝統的な素材や意匠の活用	◎
	地域の伝統産業として、有田焼・伊万里焼・唐津焼がある。家づくりを通じて伝統産業の普及に努める為、佐賀県産の陶磁器製の洗面手洗ボウルもしくは小物を一つ以上使用する。	
d	①地域の伝統的なデザインを継承する取組	○
	該当ありません。	
	②地域の住まい方の継承につながる取組	○
	該当ありません。	
	③地域の街並み形成へ寄与する取組	○
	唐津市景観まちづくり条例等、各市町村が指定した区内では各景観に関する条例のルールに配慮した家づくりをする。	
	④和の住まいの要素を取り入れた取組	○
	できる限り、和の住まいの良さを伝えることで、和室のある家づくりを推奨する。	
その他	※上記項目以外でグループ独自のルール・目標があれば記入	○
	地産地消を第一に考え、地元の木材や焼き物を含めた地域産業の活性化を推奨する。	

その他

【平成27年度対応方針】

		◎、○ 記入欄
東日本大震災の復興に資する取組	イベントの景品や展示会の来場記念品に東北の商品を採用する。	○

グループが取組む木造住宅・建築物の特徴

※この項目は、高度省エネ型、優良建築物型を申請するグループのみ記入してください。

※申請に係る認定低炭素住宅、ゼロ・エネルギー住宅、優良建築物型の性能や特徴等について記入してください。

・ゼロエネルギー住宅 太陽光パネル・HEMS搭載。

6地域 エネルギー削減率(R) 102.1%以上、エネルギー削減率(Ro)20.2%以上。

7地域 エネルギー削減率(R) 107.2%以上、エネルギー削減率(Ro)20.6%以上。

・認定低炭素住宅

H25年省エネ基準より10%以上削減

地域材使用の木造住宅。

高効率給湯器・節水機器等使用。

・優良建築物型

地域材使用の木造建築物

CASBEE仕様

共通ルール

・合法木材証明制度による檜(佐賀、宮崎、大分)を土台に使用する。合法木材認証制度による杉(佐賀、宮崎、大分、福岡)を柱及び梁桁に使用する。

・延床面積が125平米で、主要構造材(土台、柱、梁桁)を11立方使用すると仮定した場合、

地域材(檜、杉)の一棟当たりの使用量を主要構造材の60%以上概ね6.6立方使用する。

地域材ごとの割合は、杉(九州産材の合法木材証明制度)と檜(九州産材の合法木材証明制度)の合計で100%とする。(地域材を100とした場合)

・地域材は、佐賀県及び九州産の檜または杉とし、全て乾燥材とする。

①地域材を使った柱、梁桁の一部を現しとする。②地域材を壁板、フローリング、カウンターの一部に使用する。

①か②のどちらかを採用し、木が持つあたたかみやぬくもりを表現する仕様とする。